

商工会だより

第207号

令和7年11月1日

揖斐川町商工会

揖斐川町上南方 165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561

URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

女性部 本部

☆バス視察研修～うなぎパイ工場を訪ねて～☆

10月17日（金）、女性部本部主催によるバス研修を実施し、浜松のうなぎパイ工場へ行ってきました。

今回の研修テーマは、「うなぎパイ」の誕生秘話や歴史を学ぶこと。



バス内研修では、誕生秘話についてなぜ？うなぎパイを作ろうと思ったか？

別名「夜のお菓子」にまつわる歴史的背景を学びつつ、出題されたクイズ「うなぎパイのかくし味は何でしょう？」の答えを探しに工場見学へと向かいました。

工場では、製造工程の見学に加え映像による研修も行い、参加者それぞれ熱心

に見入っている様子が印象的でした。

気になるクイズの答えは・・・

何と「ガーリック」です。美味しさの秘密を知ることが出来ました。

名物のうなぎ料理を堪能しながら、近況報告や新しい会員さんの自己紹介など意見交流を深め、参加者の皆さんからは「リフレッシュできた」「普段なかなか話なす機会がない方と交流が出来てよかった」といった声が聞かれ、学びと交流の充実した一日となりました。



今後も楽しくをモットーに企画してまいりますので、ぜひお気軽にご参加ください。

青年部

☆ゲッター選手権☆

青年部は、令和7年10月11日（土）～10月12日（日）、福井県池田町で開催された「ゲッター選手権」に参加しました。結果は惜しくも2回戦敗退となりましたが、参加した部員たちは全力を尽くし、健闘しました。

また、同大会に参加していた福井県池田町商工会の青年部員・女性部員の皆さん、そして宿泊先としてお世話になった池田町商工会理事である「昭扇閣べにや」様との交流も深めることができました。夕食のレセプションでは、ジビエ料理や越前そば、地元食材を使った漬物など、福井の郷土料理を堪能。部員同士の親睦を深める貴重なひとときとなり、大変有意義な時間を過ごしました。本戦では、NHK 福井の取材対応のため、あえて1巡目の滑走を担当。取材に合わせたパフォーマンスを披露し、会場の盛り上げにも大きく貢献しました。



金融

☆金融相談☆

昨今、円安による物価上昇、金利の上昇、エネルギー・原油価格の高騰、税負担の増加などにより、経営者・自営業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。資金繰り、借入の申し込み、返済条件の見直しなど、どんなご相談でも承ります。まずはお気軽にご相談ください。

相談で対応できること

- ・ 普通貸付の申し込み支援
- ・ 運転資金や設備資金の相談、資金繰り改善の提案
- ・ 返済条件の変更等

予約について

時間調整のため、相談をご希望の方は事前に商工会へご連絡ください。

制度名	利率	貸付限度額	貸付期間	説明
普通貸付	基準 1.90%～3.90%	4,800万円	運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内) 設備資金10年以内	担保を提供する融資
	基準 2.80%～4.20% (決算を2期終えていない方) 2.90%～4.30% (決算を2期終えている方)			担保を不要とする融資
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	2.00%	2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金10年以内	保証人、担保は不要 (商工会の金融審査会の推薦が必要です)

※上記は本誌を作成中の令和7年10月時点の情報であり、変動する場合があります。

本町・新町支部

9月23日（秋分の日）に「いびがわ楽市輪座」が行われ、商工会本町・新町支部として、鮎のつかみ取り、菓子まきを実施しました。

鮎のつかみ取りには、80人弱の子どもたちが挑戦しました。鮎はすごく元気良く、なかなか捕まえる事が出来ず苦戦している子もいましたが、またそれも楽しいと、1人で2回挑戦する子どももいました。自分で捕まえた鮎をその場で焼いてもらい、串を片手にかぶりついている子どもたちは「楽しかった、面白かった」と言っていました。

菓子まきはイベントの最後に行い、中学生以下を対象に無料で多くの子どもたちが参加しました。中学生や小学生の高学年は、小さい子どもたちが怪我をしないように自主的に後方に陣取り、地域のつながり、地域の文化の継承を感じる事ができるイベントとなりました。



春日支部

☆こいやーかすがまつり☆

10月19日（日）、春日支部では「かすがモリモリ村」駐車場にて開催された「春日こいやーまつり」に参加いたしました。

当日はメインステージで、「春日の太鼓踊り」や「丸太の早切り」など、春日の伝統や地域の魅力を感じられる催しが行われ、会場は多くの来場者で賑わいました。

春日支部では地域貢献活動の一環として、屋台にてわたあめを無料配布し、多くのご家族連れやお子さまに喜んでいただきました。



産業フェスティバル予告！

11月15日（土）、16日（日）午前9時から午後3時に、「第9回いびがわ産業フェスティバル」が開催されます！秋の一大イベントを一緒に楽しみましょう！！

【会場】

J A いび川本店・揖斐中央支店前駐車場、地域交流センター「はなもも」

【出店内容】

・グルメコーナーなど

商工会ブースでは、キッチンカーを含め多数の会員事業者が出店します。

女性部は、焼きそばとお茶の販売をしますので、ぜひお越しください！

・バッテリーカー乗車体験（雨天中止・8歳以下は保護者同伴）

工業部会では、バッテリーカーの乗車体験を行います。無料で乗ることができますので、ぜひ家族で一緒にご来場ください！

・はたらく作業車展示

地元の重機関連会社様の協力のもと、迫力のある作業車を間近で見ることができます！

なお、当日は混雑が予想されますので、乗り合わせてご来場いただくようお願いします。



昨年の会場の様子

事業主のみなさまへ

★労働保険の手続きはお済ですか？

「常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、農林水産業の一部を除き、必ず労働保険の成立手続きをしなければなりません。」

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

「労災保険」は、労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、労働者本人やご遺族を保護するための給付等を行っています。

「雇用保険」は、労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用されるもので、労働の対価として賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者（パート、アルバイト等）を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は短時間労働者でも、1週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は手続きをしなければなりません。

☆加入手続きを行っていない事業主は、すぐに成立手続きをお願いします。

詳しくは、岐阜労働局総務部労働保険徴収室（058-245-8115）または最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）・労働保険事務組合へお問い合わせください。